

○国立大学法人筑波大学の情報の格付け及び取扱制限に関する規程

平成20年3月12日  
法人規程第21号

改正 平成29年法人規程第14号

改正 平成30年法人規程第39号

国立大学法人筑波大学の情報の格付け及び取扱制限に関する規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学情報セキュリティ規則（平成19年法人規則第19号）第18条第4項の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（以下「本学」という。）が保有する情報資産に係る情報（以下単に「情報」という。）の格付け及び取扱制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(格付けの指定)

第2条 本学の役員及び職員（以下「職員等」という。）は、職務上作成し、又は取得した情報を、次の各号に掲げる分類の基準に基づき、書面については機密性の観点から、電磁的記録については機密性、完全性及び可用性の観点から、それぞれの格付けを指定するものとする。

(1) 機密性についての格付けの区分及び分類の基準

格付けの区分	分類の基準
機密性3情報	秘密文書に相当する機密性を要する情報
機密性2情報	秘密文書に相当する機密性は要しないが、その漏えいにより関係者の権利が侵害され又は本学活動の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報
機密性1情報	機密性2情報又は機密性3情報以外の情報

(2) 完全性についての格付けの区分及び分類の基準

格付けの区分	分類の基準
完全性2情報	改ざん、誤びゅう又は破損により、関係者の権利が侵害され又は本学の活動の適正な遂行に支障（軽微なものを除く。）を及ぼすおそれがある情報（書面を除く。）
完全性1情報	完全性2情報以外の情報（書面を除く。）

(3) 可用性についての格付けの区分及び分類の基準

格付けの区分	分類の基準
--------	-------

可用性 2 情報	滅失、紛失又は当該情報が利用不可能であることにより、関係者の権利が侵害され又は本学の活動の安定的な遂行に支障（軽微なものを除く。）を及ぼすおそれがある情報（書面を除く。）。
可用性 1 情報	可用性 2 情報以外の情報（書面を除く。）

- 2 前項第 1 号に規定する格付けの区分のうち、機密性 3 情報及び機密性 2 情報を要機密情報という。
- 3 第 1 項第 2 号に規定する格付けの区分のうち、完全性 2 情報を要保全情報という。
- 4 第 1 項第 3 号に規定する格付けの区分のうち、可用性 2 情報を要安定情報という。

（要保護情報）

第 3 条 前条第 2 項、第 3 項及び第 4 項に規定する要機密情報、要保全情報及び要安定情報を要保護情報という。

- 2 職員等は、前項の要保護情報の取扱いに当たっては、細心の注意を払わなければならない。

（取扱制限の指定）

第 4 条 職員等は、必要と認めるときは、第 2 条の規定に基づき格付けを指定した情報に、次の各号に掲げる取扱制限の種類及び取扱制限の指定例を参考に適切な取扱制限を指定するものとする。

(1) 機密性についての取扱制限の種類及び取扱制限の指定

取扱制限の種類	取扱制限の指定例
複製について	複製禁止、複製要許可
配付について	配付禁止、配付要許可
暗号化について	暗号化必須、保存時暗号化必須、通信時暗号化必須
印刷について	印刷禁止、印刷要許可
転送について	転送禁止、転送要許可
転記について	転記禁止、転記要許可
再利用について	再利用禁止、再利用要許可
送信について	送信禁止、送信要許可
参照者の制限について	関係者限り

(2) 完全性についての取扱制限の種類及び取扱制限の指定

取扱制限の種類	取扱制限の指定例
保存期間について	○年間保存、学生の卒業（修了）まで保存
保存場所について	安全区域内の情報システムに保存、施錠管理されたロッカー等に保存
書換えについて	書換禁止、書換要許可
消去について	消去禁止、消去要許可
保存期間満了後の措置について	保存期間満了後要廃棄

(3) 可用性についての取扱制限の種類及び取扱制限の指定

取扱制限の種類	取扱制限の指定例
復旧までに許容できる時間について	○時間以内復旧、○日以内復旧
保存場所について	共有ファイルサーバ保存必須、各自 PC 保存可

(法人文書の情報の格付け及び取扱制限の指定)

第5条 学長は、職員等による情報の格付け及び取扱制限の適正性を確保するため、本学の情報資産のうち法人文書の情報の格付け及び取扱制限の指定について、情報環境委員会の議を経て定めるものとする。

2 職員等は、前項の規定に基づき、法人文書作成時において、当該法人文書の格付けを指定しなければならない。この場合において、必要と認めるときは、前条の規定に基づき取扱制限を指定するものとする。

(格付け及び取扱制限の明示)

第6条 職員等は、前条第2項の規定により指定した情報の格付け及び取扱制限を、当該情報にそれを認識できる方法を用いて明示するものとする。ただし、要機密情報以外は、当該明示を省略できるものとする。

(法人文書の情報の格付け及び取扱制限の指定の見直し)

第7条 学長は、第5条第1項の規定に基づき定める法人文書の情報の格付け及び取扱制限の指定を、必要に応じて見直すものとする。

(雑則)

第8条 この法人規程に定めるもののほか、本学の情報の格付け及び取扱制限に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平29. 3. 23法人規程14号)

この法人規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平30. 3. 22法人規程39号)

この法人規程は、平成30年4月1日から施行する。